

平成 20 年 月

各 位

九州電力株式会社

## 低圧太陽光発電からの余剰電力受給契約における計量器の取扱変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、低圧太陽光発電からの余剰電力受給契約において電力受給に使用する電力量計（以下「余剰計量器」といいます）につきましては、現在、太陽光発電設備を設置するお客さま（以下「発電者」といいます）に取付・取替していただいております。

このたび、この余剰計量器について九州電力で取付・取替を行うことといたします。つきましては、以下の点につきましてご協力を賜りますようお願いいたします。

敬 具

記

### 1 取扱変更内容

	現 行	変更後
太陽光発電新設時 (増減設時)	発電者が余剰計量器を取付（取替）	余剰計量器は、系統連系に関する技術検討後に九州電力で取付（取替）を行い、その費用（計量器代、工事代の実費相当）を発電者へご請求いたします。（別添参照）
余剰計量器の検定期間満了時	発電者が余剰計量器を取替。	九州電力が余剰計量器を無料で取替いたします。（検定期間満了前に、九州電力から発電者へご連絡いたします。）

※ 取扱変更の対象は低圧のみです。（高圧・特高お客さまについては、従来どおり発電者が余剰計量器を設置）

※ 余剰計量器の設置場所は発電者で確保していただきます。

※ 発電者が取付けた余剰計量器が故障した場合で、発電者が希望する場合は、九州電力で取替を行います。（ただし、発電者起因による故障の場合はお客さまへ費用（計量器代、工事代の実費相当）請求します）

### 2 実施時期

平成 20 年 4 月～

### 3 対 象

- ・ 新設については、平成 20 年 4 月 1 日以降連系申込分
- ・ 余剰計量器の検定期間満了に伴う計量器取替については、平成 20 年 4 月以降検定期間満了分

以 上

## 低圧太陽光発電新設時（増減設時）のお願い

低圧太陽光発電からの余剰電力受給契約において電力受給に使用する電力量計（以下「余剰計量器」といいます）につきましては、平成 20 年 4 月 1 日から、九州電力で取付・取替を行います。

つきましては、以下の内容についてご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

### 1 対象お客さまについて

- ・ 平成 20 年 4 月 1 日以降に新設（増減設）の連系申込をされる低圧太陽光発電のお客さま（以下「発電者」といいます）を対象とします。
- ・ 既に計量器取付が終了している等、やむを得ない場合は、移行期間として、平成 20 年 9 月末申込分までは発電者で余剰計量器を設置することも可能とします。（その際は、余剰計量器の検定期間満了までは発電者で余剰計量器の管理補修を行っていただきます。なお、検定期間満了時の取替は九州電力で行います。）

### 2 発電者への余剰計量器費用のご請求について

- ・ 太陽光発電の新設（増減設等）により、当社が余剰計量器を取付・取替する場合は、以下の金額を九州電力から発電者へご請求します。

	取付 (税込)	取替 (税込)
単相 2 線式	12,200 円	13,100 円
単相 3 線式	13,400 円	14,200 円
三相 3 線式	16,300 円	17,200 円

- \* 詳細は九州電力で定める「低圧太陽光発電における余剰電力受給用電力量計単価表」をご確認ください。
- \* 上記以外に、引込線張替えや変圧器出力電圧の変更工事等、連系に必要な措置に対する費用が発生する場合があります。
- \* 余剰計量器の設置場所は発電者で確保していただきます。
- \* 上記はH20年4月時点での金額です。

### 3 連系申込時期について

- ・ 余剰計量器工事については、系統連系に関する技術検討終了後に、余剰計量器工事等に関する費用を発電者へご請求し、**入金を確認してから手配を行います。工事手配等の関係からなるべく早くお申込みいただきますようお願いいたします。**（受付から契約までに2か月程度の期間がかかる場合があります。）
- ・ 新築等で「太陽光発電の新設申込」と、「電気の新規使用申込」を同時に行う場合には、余剰計量器の設置に時間がかかる場合がありますので、電気が使用できるよう以下の配線でお申込みください。

